

令和2年度
Go To Eat キャンペーンに係る事業のうち
食事券発行委託事業（秋田県）

実施報告書

令和4年2月28日
Go To Eat キャンペーン秋田県事務局

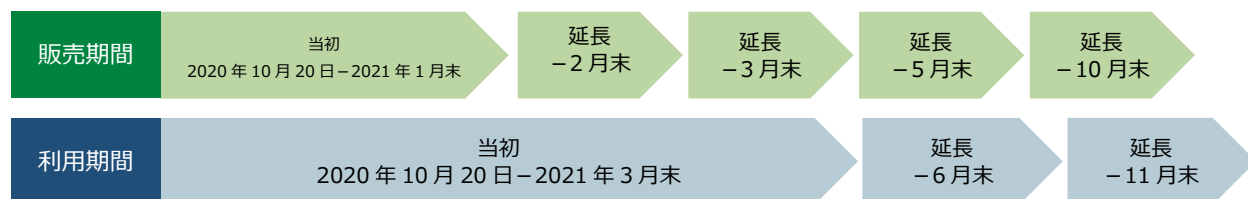
目 次

1. 事業実績概要.....	p. 2
2. 実施体制・体制図	p. 3
3. 遂行フロー	p. 4
4. 加盟店募集、同意書、換金、監査・相談窓口	p. 5
5. 加盟飲食店・消費者へのアプローチと不正防止策および発覚実例	p.12
6. 食事券の発行、販売、回収	p.15
7. 問合せ対応	p.19
8. 消費者の利用促進	p.20
9. 事業の実施結果（成果）、所見	p.23
10. 新聞記事抜粋	p.24

(1) 事業実績概要

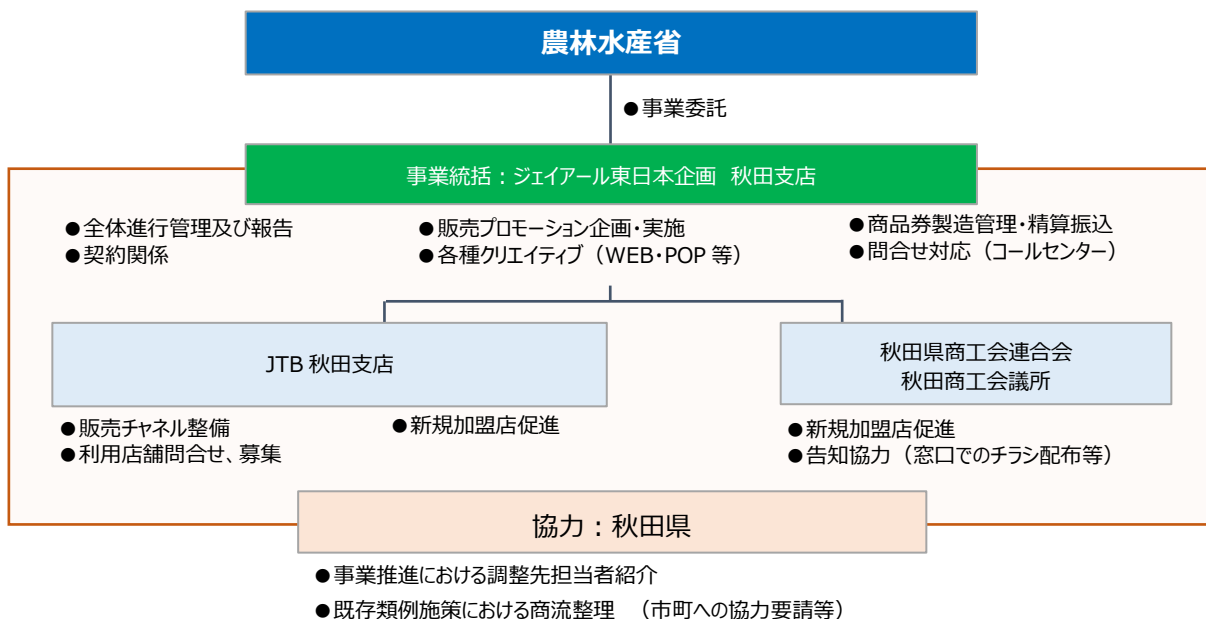
事業名称	GoToEat キャンペーン秋田
食事券名称	GoToEat キャンペーン秋田お食事券
発行シート数	100 万シート (1,000 円券×500 万枚)
シート構成	1,000 円券×5 枚=5,000 円
販売価格	1 シート 4,000 円 (税込) プレミアム助成分 25%
販売期間	2020 年 10 月 20 日 (火) ~2021 年 10 月 31 日 (日)
利用期間	2020 年 10 月 20 日 (火) ~2021 年 11 月 30 日 (火)
販売実績	856,468 シート (1,000 円×5 枚)
換金精算実績	4,264,078,000 円 (1,000 円券×4,264,078 枚)
販売率	85.6%
加盟店舗数	1,615 店舗

● 販売・利用スケジュール



(2) 実施体制・体制図

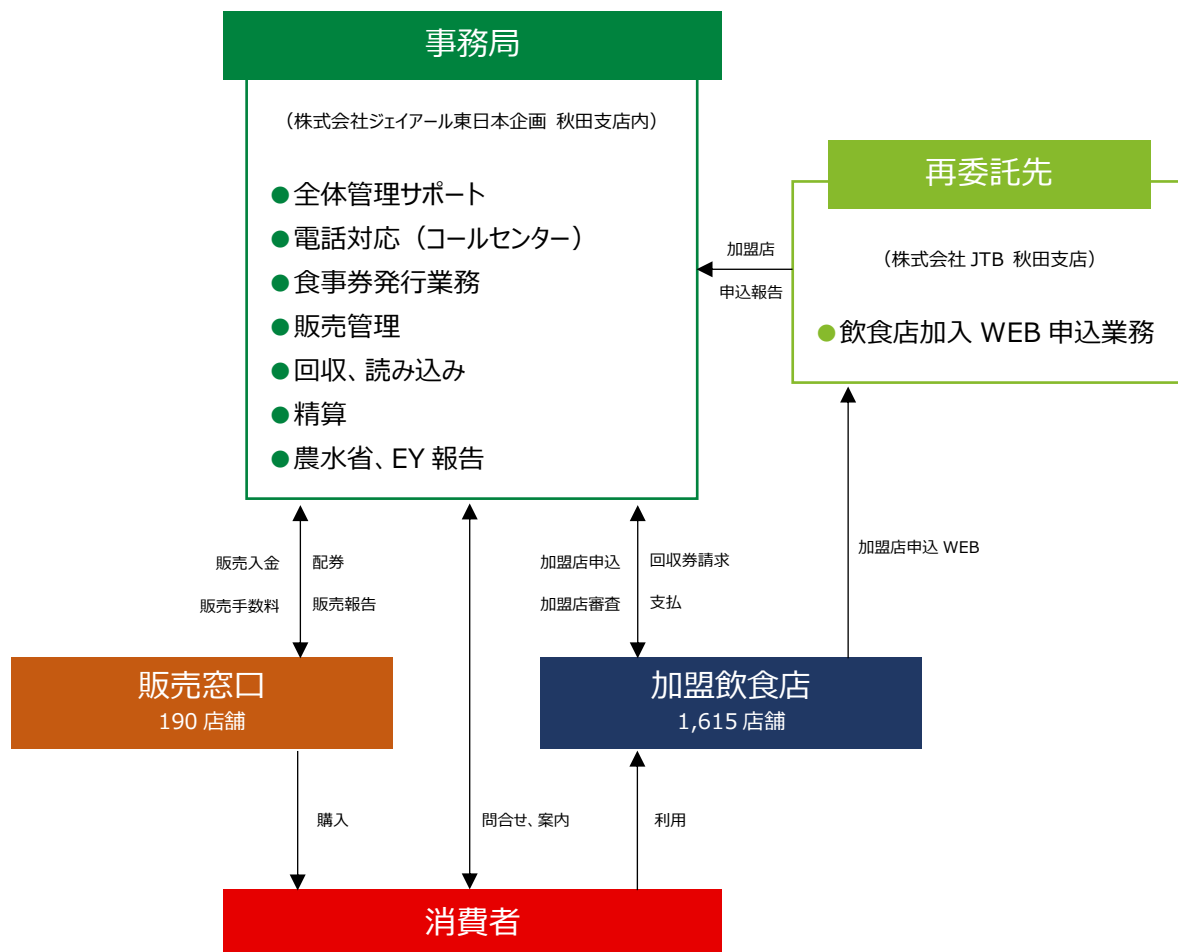
事業の実施に係る関係者との連絡調整を行う体制【都道府県事務局型】



事業の準備から終了までの遂行体制



(3) 遂行フロー



(4) 加盟店募集、同意書、換金、監査・相談窓口

●加盟店になるまでの流れ

2020 年 9 月 24 日

GoToEat キャンペーン開始に伴う飲食店へのご案内送付

(1) GoToEat キャンペーン秋田お食事券 取扱飲食店募集要項

(2) GoToEat キャンペーン秋田お食事券 取扱店舗登録申請書兼誓約書

秋田県プレミアム飲食店事業(秋田県事業)に参加した

2,100 件に対し上記書類を郵送

参考：送付資料 (9P 版)

2020 年 9 月 26 日

県内 3 紙の新聞広告により加盟飲食店募集を開始

↓

【受付開始】新聞広告による加盟飲食店募集開始

● JTB 飲食店加盟申込システム(アマリス)を使用し WEB 申込

● GoToEat キャンペーン HP から申請書、同意書等をダウンロードし郵送

↓

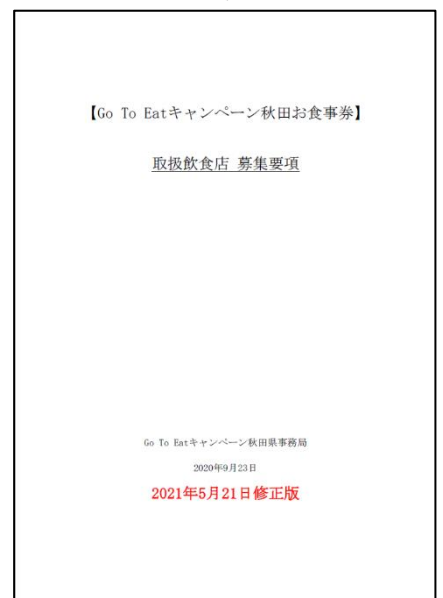
【登録申請書兼誓約書、同意書】

● 事務局へ到着次第、書類等確認

↓

【加盟店登録】

● 加盟飲食店リストに登録(登録に伴い金銭は発生しない)



参考：スターターキット

2020 年 10 月 10 日頃から

スターターキット順次発送

内容物：①キット送付用厚紙封筒

②ステッカー・POP×2 枚

③見本食事券×1 シート

④換金請求用封筒×15 枚

⑤送付添え状×1 枚

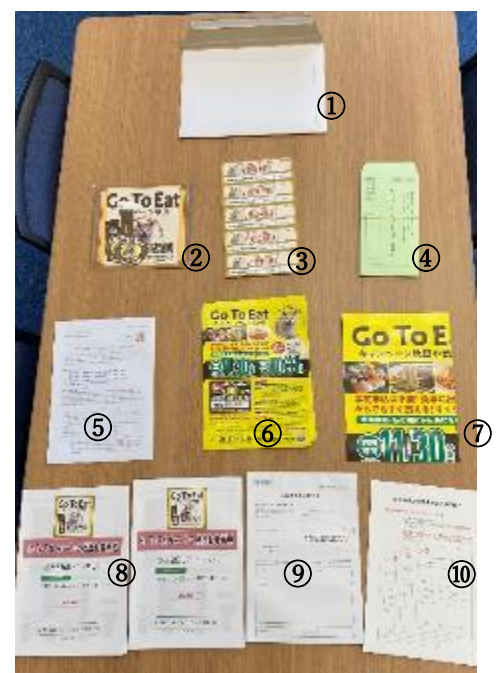
⑥A4 チラシ×20 枚

⑦A2 ポスター×1 枚

⑧飲食店用マニュアル×2 部

⑨換金請求書複写式(15 枚綴)×1 セット

⑩複写式用下敷き×1 枚



2020 年 10 月 20 日

GoToEat キャンペーン取扱開始

●取扱店舗登録申請書兼誓約書

【申込日】2020年 月 日

Go To Eat キャンペーン秋田お食事券 取扱店舗登録申請書兼誓約書

【誓約事項】

- 1) 商品券のサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
- 2) 商品券を使用できない商品にたいして、商品券での支払いを受け付けません。
- 3) 商品券の再販、再流通を致しません。
- 4) 商品券の再販、再流通を致しません。
- 5) 商品券の偽造・悪用・盗用は致しません。
- 6) 商品券の紛失・盗失した場合、すべて自己責任とします。
- 7) 商品券の利用期間中（令和2年10月20日～令和3年3月31日）は取扱店舗として事業に参画し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退は致しません。
- 8) 商品券の取扱、取扱店舗の買取りほかGo To Eat キャンペーン秋田お食事券 取扱飲食店募集要項に記載されている内容に同意致します。
- 9) 商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責任を負うと認められる場合、自ら解決に努めます。
- 10) 商品券の取扱に對して秋田県側から改善事項があった場合にはそれに従います。
- 11) 店舗名・所在地・電話番号・FAX番号・業種の公表（活用HP・チラシ等に掲載）について同意します。
- 12) 登録する店舗は「食品営業法等の規制及び業種の適正化等に関する法律第2条に規定する食品関係特殊営業を行う者、設備を設けて客に飲食をさせるおそれのある営業を行う者及び食事の提供を主目的とする接客などを実施する者」に該当しない者、「秋田県営力図説条例」（平成23年秋田県条例第29号）を遵守します。

【個人情報の取扱に関して】

※ご登録いただきました個人情報に関しましては、連絡のために利用させていただくほか、お申し込みいただいた申請のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

私は、個人情報の取扱いに関して同意及び、誓約事項及び、Go To Eat キャンペーン秋田お食事券取扱飲食店 募集要項の内容について遵守することを誓約し、参加店舗の登録を申請します。

■事業者情報

※は必須項目です。 ◎複数の店舗を登録する場合は、店舗数分ご準備ください。

【氏名】

フリガナ		代表者名		担当者名	
事業者名称					
住所（所在地）	〒				
電話番号		FAX番号			
担当者電話番号		Eメール アドレス			

■店舗情報

※は必須項目です。 ◎複数の店舗を登録する場合は、店舗数分ご準備ください。

フリガナ		フリガナ	
店舗名		所在地	
電話番号		FAX番号	
業種 該当するもの1つに ○をつけてください	飲食店営業 ・ 喫茶店営業	担当者名	
担当者電話番号		ホームページ アドレス	

「飲食店営業許可証」または「喫茶店営業許可証」を添付してください。

※飲食店を営んでいて上記許可証がない場合は、事務局までお問い合わせください。

■振込口座について

※は必須項目です。

フリガナ		金融機関名・ コード		支店名 コード	
口座名称					
預金種類 該当するものに ○をつけてください	普通預金 ・ 当座預金	口座番号			

◎受付申込書／FAX送付先

FAX

018-831-0498

【コールセンター】

TEL.050-3183-0216

◎受付申込書／郵送先

住所

T 010-0001 秋田市中通7丁目1番2-3号 秋田ノーザンゲートスクエア 3F
Go To Eat キャンペーン 秋田県事務局 宛

事務局1	事務局2	事務局3

●同意書

Go To Eat キャンペーン秋田県事務局 御中

Go To Eat キャンペーン 参加飲食店同意書

※下記をご一読の上、左側の□にチェック（✓）を入れてください。

【営業形態】

- ☐ 当店は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改訂）の中分類「76 飲食店」に分類される飲食店（主として客の求めに応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる飲食店）であり、かつ、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条第 1 項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ています。
- ☐ 当店は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 4 項に規定される「接待飲食等営業」及び同条第 11 項に規定される「特定遊興飲食店営業」の許可を得た営業を行っていません。

【行政への協力】

- ☐ 当店は、Go To Eat キャンペーン期間中に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 24 条第 9 項に基づく協力の要請があった場合には、それに従います。また、同法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合には、それに従います。
- ☐ 当店は、Go To Eat キャンペーン期間中に、当店の従業員から新型コロナウイルスの感染者が発生したことを把握した場合には、速やかに保健所に報告します。
- ☐ 当店は、農林水産省が事前通告なしに行う訪問調査に協力します。
- ☐ 登録の際に提供した情報及び Go To Eat の対象店舗となった場合はその旨を Go To トラベル事務局に提供することに同意します。

【ガイドラインに基づく取組等】

- ☐ 当店は、「外食業の事業継続のためのガイドライン」（令和 2 年 5 月 14 日、一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会）に基づき、新型コロナウイルス感染症予防の取組を実施します。
- ☐ 当店は、「換気」、「声量」、「三密」に配慮しクラスターの発生を防ぐために、以下の内容を含む感染症予防の取組を実施するとともに、その取組内容を店頭に掲示します。
 - ・ 店舗入口や手洗い場所における手指消毒用の消毒液の用意。
 - ・ 店内における適切な換気設備の設置と徹底した換気の実施（窓・ドアの定期的な開放、常時換気扇の使用等）。
 - ・ 他グループの客同士ができるだけ 2 m（最低 1 m）以上空くように間隔を空けてテーブル・座席を配置するか、テーブル間をパーティション（アクリル板又はそれに準ずるもの）。

以下同じ。)で区切る。カウンター席は、他グループの客同士が密着しないよう適度なスペースを空ける。

※飛沫感染を防ぐ観点からは、背中合わせの座席について、最低1m以上の間隔を空けて配置することまで求めるものではない。また、同様に、カウンター席については、パーティションで区切る対応も効果的である。

- ・一つのテーブルで他グループと相席する場合には、真正面の配置を避けるか、テーブル上をパーティションで区切る。
- ☐ 当店は、カラオケ設備を有している場合であっても、食事券の利用者又はポイントの付与対象者・利用者かどうかに関わらず、利用客に当該設備を使用させません。
- ☐ 当店は、利用者に対して、以下の事項を周知します。
 - ・発熱や咳など異常が認められる場合は来店しないこと。
 - ・できる限り混雑する時間帯を避けること。
 - ・大人数での会食や飲み会を避けること。
 - ・デリバリーやテイクアウトを活用すること。
 - ・店が席の配置や食事の提供方法を制限することに協力すること。
 - ・食事の前に手洗い・消毒をすること。
 - ・咳エチケットを守ること。会話の声は控えめにし、大声に繋がりがりやすい大量の飲酒を避けること。
 - ・食事中以外はマスクを着用すること。
 - ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を利用すること。

※取組内容の店頭掲示や利用者に対する周知のために必要なポスター等については、農林水産省から提供します。

※上記ガイドラインに基づく取組等に加え、「秋田県版新型コロナ安心システム」の活用が推奨されます。

【参加登録の取消】

- ☐ 当店は、ガイドラインの遵守に係る不備について、農林水産省、所在する地方公共団体又は【Go To Eat キャンペーン秋田県事務局】の指摘に適切に対応しない場合や本誓約書の誓約内容に違反や虚偽があった場合、【秋 Go To Eat キャンペーン秋田県事務局】により参加登録が取り消されることに同意します。

私は上記内容を宣言の上、Go To Eat キャンペーンに参加いたします。

令和 年 月 日

店舗名：

代表者：

代表者印

参考：飲食店マニュアル（一部抜粋）

GoToEatキャンペーン秋田お食事券 「飲食店様用マニュアル」

新型コロナウイルスの第2波感染が心配され、インフルエンザの発生も懸念されています。そんな中で、新型コロナウイルスと共生しながら経済を循環させる新しいスタイルを模索しなくてはならないのも、私たち飲食業界・観光業界に身を置くものの宿命です。飲食店様を中心に一丸となって、この難局を乗り切っていきたいと考えております。

つきましては、GoToEatキャンペーンを実施するにあたり、参加飲食店の皆様から「行政への協力」「ガイドラインに基づく取組等」にご協力をいただきたく、参加飲食店同意書に記入・押印をお願いいたします。また、GoToEatキャンペーン本部から訪問し取組状況などを確認する場合がありますので、ご理解・ご協力をいただきますようによりしくお願いいたします。

- http://www.jfnet.or.jp/contents/_files/safety/FSguideline

- 『秋田県版新型コロナ安心システム』の活用
<https://www.pref.akita.lg.jp/page>

秋田県産新型コロナ安心システムとは

県内各店舗でご利用いただける安心システムです。お客様の安全と安心を第一に、県産品の安心と信頼を最大限に活かすためのシステムです。

県産品の安心と信頼を最大限に活かすためのシステムです。お客様の安全と安心を第一に、県産品の安心と信頼を最大限に活かすためのシステムです。

安心システムとは

お客様の安全と安心を第一に、県産品の安心と信頼を最大限に活かすためのシステムです。お客様の安全と安心を第一に、県産品の安心と信頼を最大限に活かすためのシステムです。

安心システムとは

お客様の安全と安心を第一に、県産品の安心と信頼を最大限に活かすためのシステムです。お客様の安全と安心を第一に、県産品の安心と信頼を最大限に活かすためのシステムです。

GoToEatキャンペーン秋田お食事券 「飲食店様用マニュアル」

お客様（利用者）への周知対応

コロナウイルス感染症対策の飲食店店頭ツール4種類がGoToEatキャンペーン本部より送られます。

- ①コロナ接触確認アプリ告知シール（メニュー貼り付け用）
- ②コロナ接触確認アプリ告知チラシ（メニュー挟み込み用）
- ③外食時のお願いポスター
- ④感染防止対策チェックリストポスター

- ①コロナ接触確認アプリ告知シール
12枚×5シート（※ニュー貼り付け用）



- ③ 外食時のお願いポスター
2枚



- ②コロナ接触確認アプリ告知チラシ
5枚（メニュー挿み込み用）



- ④感染防止対策チェックリストポスター
2枚



-4-

●換金について

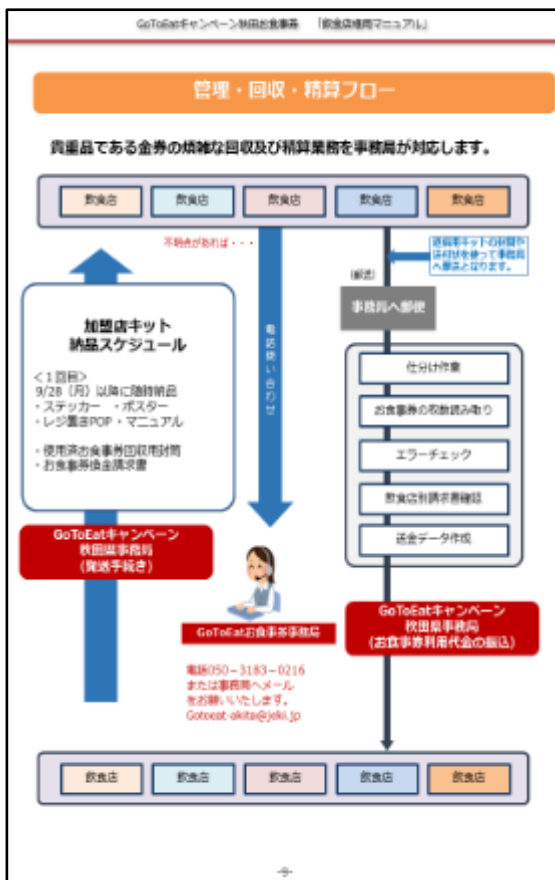
事務局に飲食店から使用分食事券と換金請求書が送付。

換金請求書の記載内容と送付された食事券の枚数の突合を行い、バーコード読込の枚数、券番の確認を実施。

その後、飲食店のファームバンキング口座に振込金額を入力、バーコード読込データ、換金請求書、ファームバンキング登録口座、金額の複数確認を行い、振込指定日に飲食店へ振込む。

参考：飲食店マニュアル

※月に3回の支払を実施。



GoToEatキャンペーン秋田お食事券 「飲食店様用マニュアル」

換金請求スケジュールについて

※下記日程は、状況によって変更の可能性があります。

お食事券換金請求スケジュール

利用期間が11月末まで延長となるため、6月以降の支払日をお知らせいたします。
毎月上旬、中旬、下旬の月3回の振込を実施します。
※換金請求書・送付用封筒が不足した場合は、事務局までご連絡ください。
※郵便発送(投函)から到着まで2～3日程度掛かりますので、ご注意ください。

日程	加盟店から 食事券到着分(利用分)	振込予定日
1	2021/5/24(月)	2021/5/31(月)
2	2021/6/3(木)	2021/6/10(木)
3	2021/6/14(月)	2021/6/21(月)
4	2021/6/23(水)	2021/6/30(水)
5	2021/7/5(月)	2021/7/12(月)
6	2021/7/14(水)	2021/7/21(水)
7	2021/7/21(水)	2021/7/30(金)
8	2021/8/4(水)	2021/8/12(木)
9	2021/8/13(金)	2021/8/20(金)
10	2021/8/24(火)	2021/8/31(火)
11	2021/9/3(金)	2021/9/10(金)
12	2021/9/10(金)	2021/9/17(金)
13	2021/9/22(水)	2021/9/30(木)
14	2021/10/1(金)	2021/10/8(金)
15	2021/10/13(水)	2021/10/20(水)
16	2021/10/22(金)	2021/10/29(金)
17	2021/11/4(木)	2021/11/10(水)
18	2021/11/12(金)	2021/11/19(金)
19	2021/11/22(月)	2021/11/30(火)
20	2021/12/6(月)	2021/12/15(水)【最終振込日】

※12/6(月)が最終支払日の締切となりますので、漏れの無いようお願いいたします。

【一括して換金する商業施設について】

イオン東北のイオンモール大曲、イオンモール秋田の2施設

イオンモール大曲 15 店舗、イオンモール秋田 19 店舗を取りまとめて換金請求を送付。

店舗毎の明細は別途送付され、EYへ報告送付している。

● 実績確認監査等事業者への報告について

実績確認監査等事業者（EY 社）の様式により毎月、食事券販売・使用の実績を報告している。

【効率的な方法での報告】

EY からの報告様式が事業開始後に確定されたが、毎月、EY の報告様式に加工し CSV ファイルで報告をした。

【食事券販売、使用の実績、飲食店への代金振込の実績、その根拠となる証拠書類の報告】

EY からの報告様式により進めた。

【データ提出】

当事務局で作成している販売実績及び飲食店での使用実績、振込データなど必ず複数でチェック確認をしている。EY への報告期間が当事務局の月毎(1～31)と相違しているため、EY と協議のうえ、月毎とした。

【不正防止のためのヒアリング、監査、抜き打ち検査への協力】

事業開始の翌月に EY からの現地調査、指導などに協力した。その際に、一括請求する商業施設イオン東北の実績報告について指導、協議した。

【実績確認監査等事業者との連絡窓口】

当事務局の担当者及び連絡先を共有している。

● 相談窓口・申請案内等事業者との連携

【相談窓口・申請案内等事業者（博報堂）への情報提供】

加盟飲食店の情報を提供した。情報を基に博報堂は飲食店へコロナ対応用ポスター等を直接送付した。

【博報堂への報告の流れ、体制】

当事務局の担当者及び連絡先を共有している。

(5) 加盟飲食店・消費者へのアプローチと不正防止策および発覚実例

● 飲食店へのアプローチと取り組み

日々の換金請求作業において、一時的な高額な請求（相対的のみならず、同一店舗のこれまでの実績をふまへ）などがあった場合、もしくは高額な請求が継続するような場合は架電による利用実態の確認、および予告なしの立ち入り調査の示唆をすることで不正取引（自己取引など）へのけん制を事務局から積極的に仕掛けた。

● 不正防止対策

【飲食店による自己取引、架空取引、虚偽報告への対策】

参考:HP での注意喚起

The screenshot shows the 'Go To Eat' campaign page for Akita. At the top, there is a header with the title 'Go To Eat キャンペーン秋田お食事券' and a button '飲食店の皆様へ'. Below the header is a navigation bar with five items: 'GoToEatキャンペーン 秋田お食事券とは', 'ご使用上の注意', '販売窓口一覧', '加盟店一覧', and 'お問い合わせ'. In the center of the page, there is a large white box with a red border containing a warning message in red text. The message states that requesting payment for food vouchers without providing food service is a fraudulent act that violates laws and regulations, and that the campaign will be suspended for such stores. It also mentions that the campaign will be suspended for stores that are suspected of fraudulent transactions and that the campaign will be suspended for stores that are suspected of fraudulent transactions. At the bottom right of the page, there is a 'Page Top' button with an upward arrow.

Go To Eat キャンペーン秋田お食事券

飲食店の皆様へ

GoToEatキャンペーン
秋田お食事券とは

ご使用上の注意

販売窓口一覧

加盟店一覧

お問い合わせ

加盟店が飲食提供等の実態を伴わずに、
飲食券の代金を請求するなどの行為は法令や規約等に違反する不正行為となりますので、
ご注意ください。

なお、不正行為が疑われる場合は、実態の調査等を実施しますので、
飲食券代金の入金を停止するとともに、調査に協力頂きます。
不正行為が明らかになった場合は、所管官庁と連携の上で法的措置を講じます。

↑
Page Top

【飲食店による加盟店要件の偽装、実態のない店舗の加盟に対する対策】

加盟店登録時に「飲食店営業許可証」または「喫茶店営業許可証」の写しを添付する事としている。

3. 申込から選定まで

(1) 申込方法

取扱飲食店登録希望者は、この「募集要項」及び P8 に記載の「GoToEatキャンペーン参加飲食店同意書」に同意の上、取扱飲食店登録申請書に必要事項を入力または記入してください。

下記のいずれかの方法で申請します。 その際飲食店営業許可証を添付してください。

① インターネット : <https://gotoeat-akita.com>

② 郵 送 : 〒010-0001 秋田市中通7丁目1-2-3 秋田ノザンゲート3階
 ㈱ジェイアール東日本企画秋田支店内
 GoToEatキャンペーン秋田県事務局飲食店登録係

③ F A X : 018-831-0498

(2) 申込期間

2020年9月23日(水)から2021年10月31日(日)まで

※最終日については、正午(12:00)までに申し込みをされたものに限り受け付けます。
 郵送の場合も同様に必着をお願いします。

① 登録・承認

申込みのあった事業者については、審査を経て、取扱飲食店として承認します。
 ただし、承認後であっても下記に該当する場合には、審査により承認を取り消すことがあります。

※申込み内容に虚偽・不備等があった場合
 ※GoToEat事務局が承認を取り消すと判断した場合

② その他留意事項

- 取扱飲食店の情報(店舗名称・所在地・電話番号・業種等)は「食事券の使えるお店」として、購入利用者向けの告知用リーフレット・ホームページなどに掲載します。
- 取扱飲食店向けのマニュアル・ステッカーを作成し、10月上旬に配布予定です。

参考：取扱飲食店 募集要項

【飲食店が使用済みの食事券を無効処理しないことによる不正に対する対策】

食事券は事務局送付用片と飲食店控片を切り取り、更に事務局送付用片の裏に使用飲食店のゴム印を押印し事務局へ送付する事としている。

切り取り、ゴム印を押印した時点で再利用はできない。

参考：食事券 裏面

Go To Eatキャンペーン秋田 お食事券 ¥1,000 有効期限: 2021年3月31日 飲食店押印欄 店番号欄	お食事券ご利用上のご注意 ●本券の有効期限は2021年3月31日(水)までです。●本券は登録取扱店以外では使用できません。 ●本券は次に示す内容にはご利用いただけません。①商品券・ビール券・図書券・切手・印紙・プリペイドカード等、換金性の高いものの購入 ②株式・先物・宝くじ等の金融商品の購入 ③たばこの購入 ④国や地方公共団体への支払・各種公共料金等の支払 ⑤医療保険や介護保険などの一部負担金(給付額が必要な医薬品を含む)の支払 ⑥土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場等の不動産に関わる支払 ⑦事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等に関わる支払 ⑧「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に規定する性風俗関連特殊営業に関わる支払 ⑨その他、事務局が指定するもの ●本券をご購入後の返金はできません。また、現金との換金、金融機関への預け入れ、譲渡および交換又は売買はできません。 ●本券の額面に満たない利用に対するつり銭はできません。 ●本券の発行者名・番号のないもの、有効期間を過ぎたものは無効です。 ●本券の盗難、紛失又は滅失に対しては、当事務局はその責を負いません。 発行者/Go To Eatキャンペーン秋田県事務局 https://www.gotoeat-akita.com	飲食店押印欄 店番号欄
---	--	---------------------------

【受託者内部において発生し得る不正を防止するための対策】

換金請求に伴う枚数、支払作業等において、必ず複数で確認、ファームバンキング口座登録承認は管理者が確認を行っている。

●消費者へのアプローチと取り組み

広報による利用方法の周知、利用促進を行った。個別での制度に対するの質問や疑問などは基本的に電話での対応により回答・解決することとなった。

【消費者による買い占め・転売行為への防止対策】

消費者による買い占め防止として、1回の購入を5シート2万円までとした。
また、インターネットサイトなどでの転売状況は随時主要取引サイトの巡回を行った。

【消費者からの通報における対策】

通報があった場合は当該事象が不正かの判断および事象確認ができるよう、連絡窓口から事務局内で早急にエスカレーションするように体制を整えていた。

●同一会社における登録飲食店以外での利用が発覚した実例

・飲食店事業者としてA社の利用実績のうち食事券利用範囲について、登録飲食店以外（同社グループ内の別事業施設）での利用が確認され、当該期間の利用分については返金処理をした。（2022年1月21日に返金受領済み。返金額2,174,000円は余剰金計上）

1. 該当案件

振込日	振込総額	美容室利用分
2021/4/12	140,000	84,000
2021/4/30	340,000	204,000
2021/5/12	399,000	240,000
2021/5/20	893,000	536,000
2021/5/31 一回目	919,000	551,000
2021/5/31 二回目	524,000	314,000
2021/6/10	409,000	245,000

合計振込額 3,624,000 円 / 返還対象利用額 2,174,000 円